

小金井市子どもの権利の日を制定します。

小金井市では、市民の皆様にもっと知っていただくため、「小金井市子どもの権利の日」を制定する予定です。「小金井市子どもの権利の日」においては子どもの声を受け止め、子どもとの関わりを見つめ直し、子どもの権利を尊重する取組を市全体で行いたいと考えています。

この「小金井市子どもの権利の日を制定する条例」の案ができましたので紹介いたします。

1 子どもの権利とは

子どもはみな、幸せに生きる権利を持っています。子どもの権利とは、「自分らしく幸せに、生まれたときから誰もが持っているあたりまえのもの」です。子ども一人一人、自分らしく安心して成長していくために、子どもの権利はとても大切です。

2 小金井市子どもの権利に関する条例

小金井市では、子どももおとなもすべての人たちが幸せに暮らせるまちを目指して、2009年に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定しました。子どもの願いを受け止め、子どもの権利が保障される社会にしていくため、すべての子どもが生き生きと健やかに、そして安心して暮らせるまち小金井を作ることを目指します。

大切な5つの権利

ゆたかに
育つ権利



安心して
生きる権利



自分らしく
生きる権利



意見を
表明する権利



支援を
受ける権利



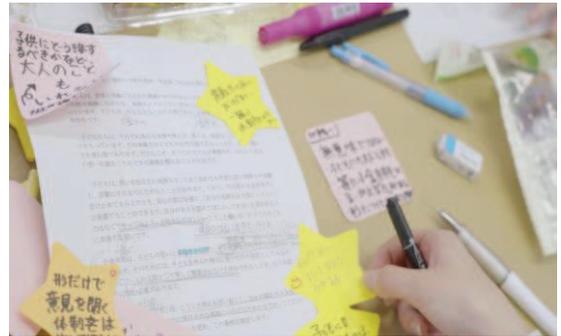
3 子どもたちの願い —小金井市子どもの権利の日を制定する条例前文—

「小金井市子どもの権利の日」の条例案の前文は、小金井市内の中学生たちが、考えを出し合って作りました。子どもたちが自分の気持ちを伝えるときにどんな思いを抱えているのか、そして、そのときにおとなや周囲の人にどんなことを期待しているのか、子どもたちの思いがこめられています。

「子どもの権利の日」にこめた子どもの気持ち

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p>みんな違う</p>  <p>考え方も、感じ方も、得意なことも違う。子どもは一人一人違っていい。その違いが、まちをつくっている。</p> | <p>言えない理由</p> <p>言いたい気持ちはある。でも、うまく伝わるか不安になる。</p>  <p>だから、受け止めてもらえると、嬉しいし「自分の気持ちを大切にしているんだ」という自信につながる。</p> | <p>本気で向き合う</p> <p>最初から「できない」と言わないでほしい。</p>  <p>「一緒に考えよう」と、本気で向き合ってほしい。</p> | <p>声は力になる</p>  <p>子どもの声は、まちの力になる。子どもは一人の人間として対等な存在</p> |
|--|---|---|--|

中学生たちによる検討の様子



4 小金井市子どもの権利の日

「小金井市子どもの権利の日」は、11月20日とします。11月20日は「世界子どもの日」であり、1989年のこの日に国連の子どもの権利条約が採択されました。日本国内でも、いくつかの自治体が11月20日を「子どもの権利の日」として定め、子どもの権利を普及啓発する取組を行っています。小金井市では、「子どもの権利の日」を子どもの権利についての理解を深め、子どもの声を受け止める実践につなげる日とします。そのための具体的な取組は、子どもたちとともに考えていきます。

小金井市子どもの権利の日を制定する条例

前文

子どもは、それぞれ異なる考え方、感じ方、得意なことや苦手なことをもっています。その多様さは子どもの自然な姿であるとともに、まちの豊かさを育む源です。子どもは、今を生きる一人の人間であり、未来をともにつくる大切な命です。

子どもは、愛情と信頼に包まれた環境の中で、自分らしさを発揮し、ときに迷いや失敗を経験しながらも、周囲の人々とともに歩むことで成長していく力をもっています。だからこそ、すべての子どもが尊重され、安心して自分の思いを語ることのできる環境を整えることが大切です。

子どもは、思いを伝えたい気持ちと、うまく伝わるか不安に思う気持ちが交錯し、言葉にするまでにためらうことがあります。一方、思いを言葉にする機会があり、受け止めてもらえたとき、安心感や喜びを感じ、「自分の気持ちを大切にしていこう」と実感するようになります。それぞれの自分らしさを認めてほしい。できないと言うのではなく「一緒に考えよう。やってみよう」と、建前ではなく本音で向き合ってもらいたい。こうした願いは、すべての子どもに共通する思いです。

小金井市は、子どもの思いと多様性を包摂し、その声をまちの力としていかしていきます。そのためには、子どもはおとなに保護されるだけの存在ではなく、一人の人間として対等に尊重されるべき存在であることを、おとなが改めて心に刻む必要があります。

「小金井市子どもの権利の日」は、すべての市民が、こうした考えを思い起こし、日々の関わり方を見つめ直し、子どもの声を確かに受け止め、実践につなげるための日です。

ここに小金井市は「小金井市子どもの権利の日」を定め、子どもの声を尊重する社会の実現に向け、この条例を制定します。

(目的)

第1条 小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号。以下「子どもの権利条例」という。）第1条に掲げるすべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指し、子どもの権利条例第5条の「子どもの権利の普及」を推進するため、小金井市子どもの権利の日（以下「子どもの権利の日」という。）を制定する。

(子どもの権利の日)

第2条 子どもの権利の日は、11月20日とする。

(事業)

第3条 市は、子どもの権利の日を中心として、子どもの権利に関する理解を深めるための事業を実施するものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。